

社保審－介護給付費分科会

第259回（R 8.6.29）

資料 2

# 訪問入浴介護

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 訪問入浴介護の概況
2. 令和6年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点



## 1. 訪問入浴介護の概況

2. 令和6年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

# 訪問入浴介護の概要・基準

## 定義

訪問入浴介護とは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るもの。

## 必要となる人員・設備等

### ○従業者の員数

指定訪問入浴介護事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数については、次のとおり。

- ・ 看護師又は准看護師 1以上
- ・ 介護職員 2以上（介護予防訪問入浴介護の場合には1以上）

### ○管理者

指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

### ○設備及び備品等

指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品を備えなければならない。

# 訪問入浴介護の報酬

指定訪問入浴介護の介護報酬のイメージ（1回あたり）

## 基本サービス費

（括弧内は指定介護予防訪問入浴介護の場合）

**1,266単位**（856単位）

※ 利用者に対して、看護職員1人及び介護職員2人（介護予防は1人）がサービスを提供した場合に算定。

※点線枠の加算は区分支給限度額の枠外

## 利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

初回のサービス提供前に自宅の状況を確認するなどの対応（200単位/月）

中山間地域等でのサービス提供  
（5%・10%・15%）

専門的な認知症ケアの実施  
（3単位、4単位/日）

看取り期の連携体制の構築  
（64単位/回）

介護福祉士等を一定割合以上配置  
+研修等の実施  
（44、36、12単位）

介護職員等処遇改善加算  
(I)イ 12.2% □ 13.3%  
(II)イ 11.6% □ 12.7%  
(III) 10.1% (IV) 8.5%

介護職員3人によるサービス提供  
※介護予防の場合は2人  
（▲5%）

同一敷地内建物等又は利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービスを行う場合  
・ 同一敷地内建物等又は利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービスを行う場合（▲10%/回）  
・ 利用者が50人以上居住する同一敷地内建物等の利用者にサービスを行う場合（▲15%/回）

高齢者虐待防止措置未実施  
（▲1%）

全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合  
（▲10%）

業務継続計画未策定  
（▲1%）

# 訪問入浴介護の算定状況

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位：千単位)	件数 (単位：千件)	算定率 (件数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
訪問入浴介護	総数	462,780	330.5	100.0%	1,537	100.0%
看護・介護職員	1,266単位/回	415,786	328.9	99.5%	—	—
介護職員のみ	×95/100	1,889	1.6	0.5%	—	—
同一建物減算	×90、85/100	△364	0.4	0.1%	—	—
特別地域訪問入浴介護加算	+15/100	706	0.8	0.2%	71	4.6%
中山間地域等における小規模事業所加算	+10/100	7	0.0	0.0%	7	0.5%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	209	0.9	0.3%	75	4.9%
初回加算	+200単位/月	1,099	5.5	1.7%	1,183	77.0%
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	+3単位/日	0	0.0	0.0%	2	0.1%
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	+4単位/日	—	—	—	0	0.0%
看取り連携体制加算	+64単位/回	27	0.4	0.1%	62	4.0%
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	+44単位/回	2,686	61.1	18.5%	326	21.2%
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	+36単位/回	1,238	34.4	10.4%	148	9.6%
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	+12単位/回	212	17.6	5.3%	72	4.7%
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	+100/1000	10,992	16.7	5.1%	389	25.3%
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	+94/1000	26,323	43.5	13.2%	925	60.2%
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	+79/1000	1,712	3.4	1.0%	125	8.1%
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	+63/1000	254	0.7	0.2%	43	2.8%

（注1）「算定率（件数ベース）」は、各加算の件数÷総件数により求めたもの。

（注2）「算定率（事業所ベース）」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

（注3）色分けは、「算定率（事業所ベース）」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている

（注4）「-」は、集計中。

【出典】介護給付費等実態統計（令和7年11月審査分）及び介護保険総合データベースの任意集計（令和7年11月審査分（令和7年10月サービス提供））より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

# 介護予防訪問入浴介護の算定状況

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位：千単位)	件数 (単位：千件)	算定率 (件数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
介護予防訪問入浴介護	総数	1,291	1.3	100.0%	219	100.0%
介護予防訪問入浴介護	856単位/回	1,145	1.3	100.0%	—	—
同一建物減算	×90、85/100	0	0.0	0.0%	—	—
特別地域介護予防訪問入浴介護加算	+15/100	4	0.0	0.0%	5	2.3%
中山間地域等における小規模事業所加算	+10/100	0	0.0	0.0%	0	0.0%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	1	0.0	0.0%	3	1.4%
初回加算	+200単位/月	8	0.0	0.0%	28	12.8%
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	+3単位/日	0	0.0	0.0%	0	0.0%
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	+4単位/日	0	0.0	0.0%	0	0.0%
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	+44単位/回	17	0.4	30.8%	53	24.2%
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	+36単位/回	5	0.1	7.7%	22	10.0%
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	+12単位/回	1	0.1	7.7%	14	6.4%
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	+100/1000	42	0.1	7.7%	66	30.1%
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	+94/1000	63	0.2	15.4%	135	61.6%
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	+79/1000	4	0.0	0.0%	11	5.0%
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	+63/1000	1	0.0	0.0%	3	1.4%

(注1) 「算定率（件数ベース）」は、各加算の件数÷総件数により求めたもの。

(注2) 「算定率（事業所ベース）」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

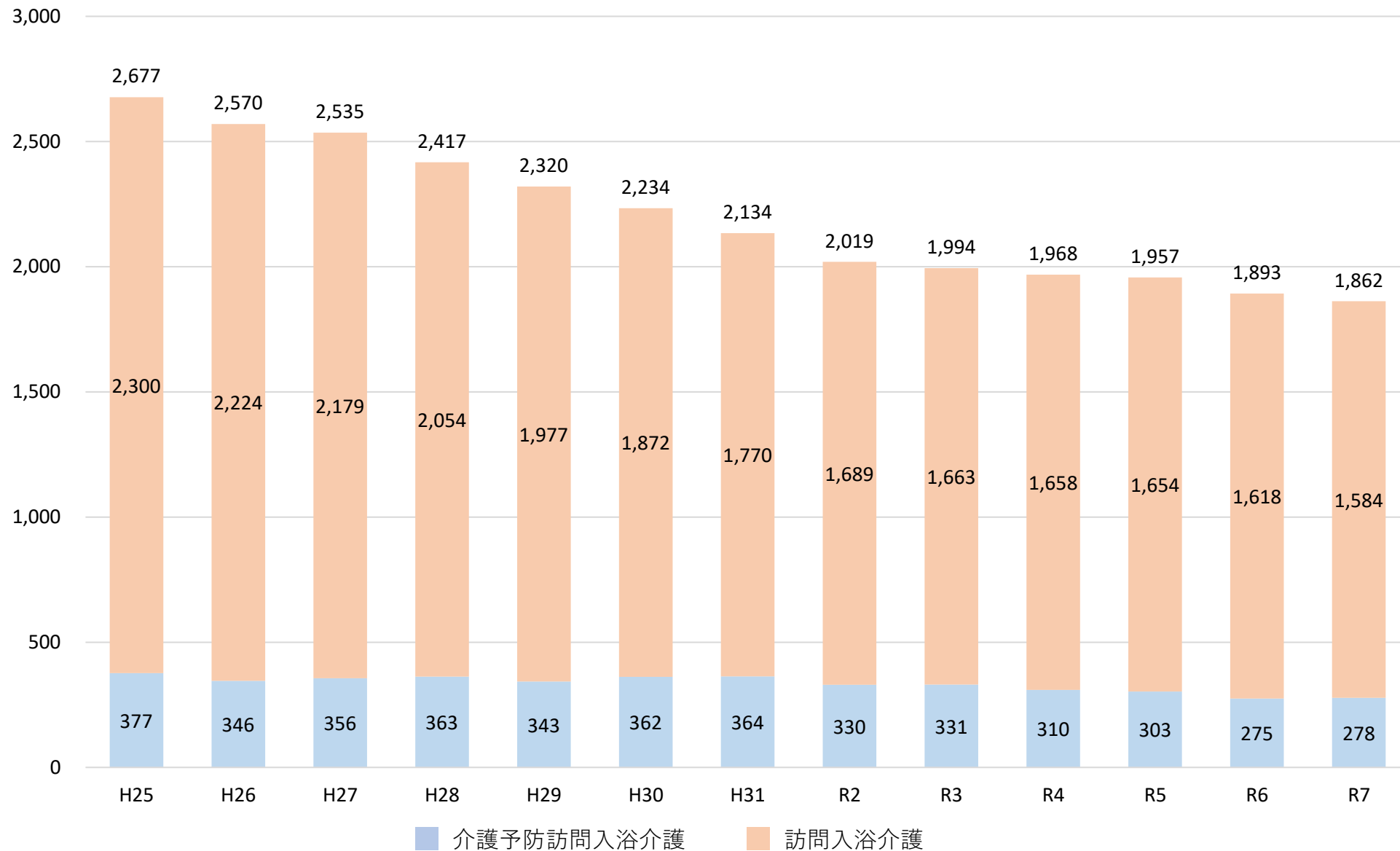
(注3) 色分けは、「算定率（事業所ベース）」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている

(注4) 「-」は、集計中。

【出典】介護給付費等実態統計（令和7年11月審査分）及び介護保険総合データベースの任意集計（令和7年11月審査分（令和7年10月サービス提供））より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

# 訪問入浴介護の請求事業所数

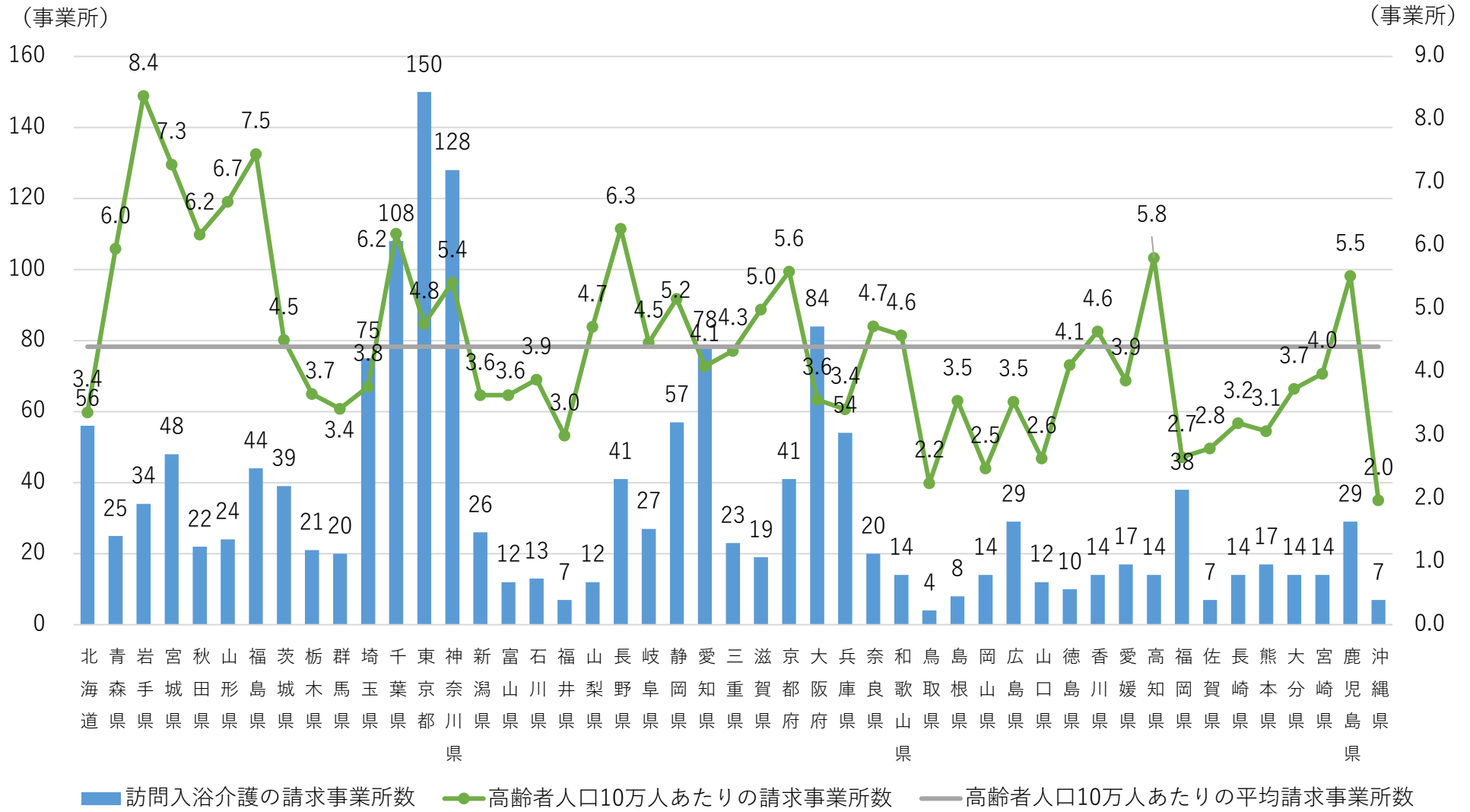
(事業所)



(注) 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】介護給付費等実態統計(旧：介護給付費等実態調査)(各年4月審査分)より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

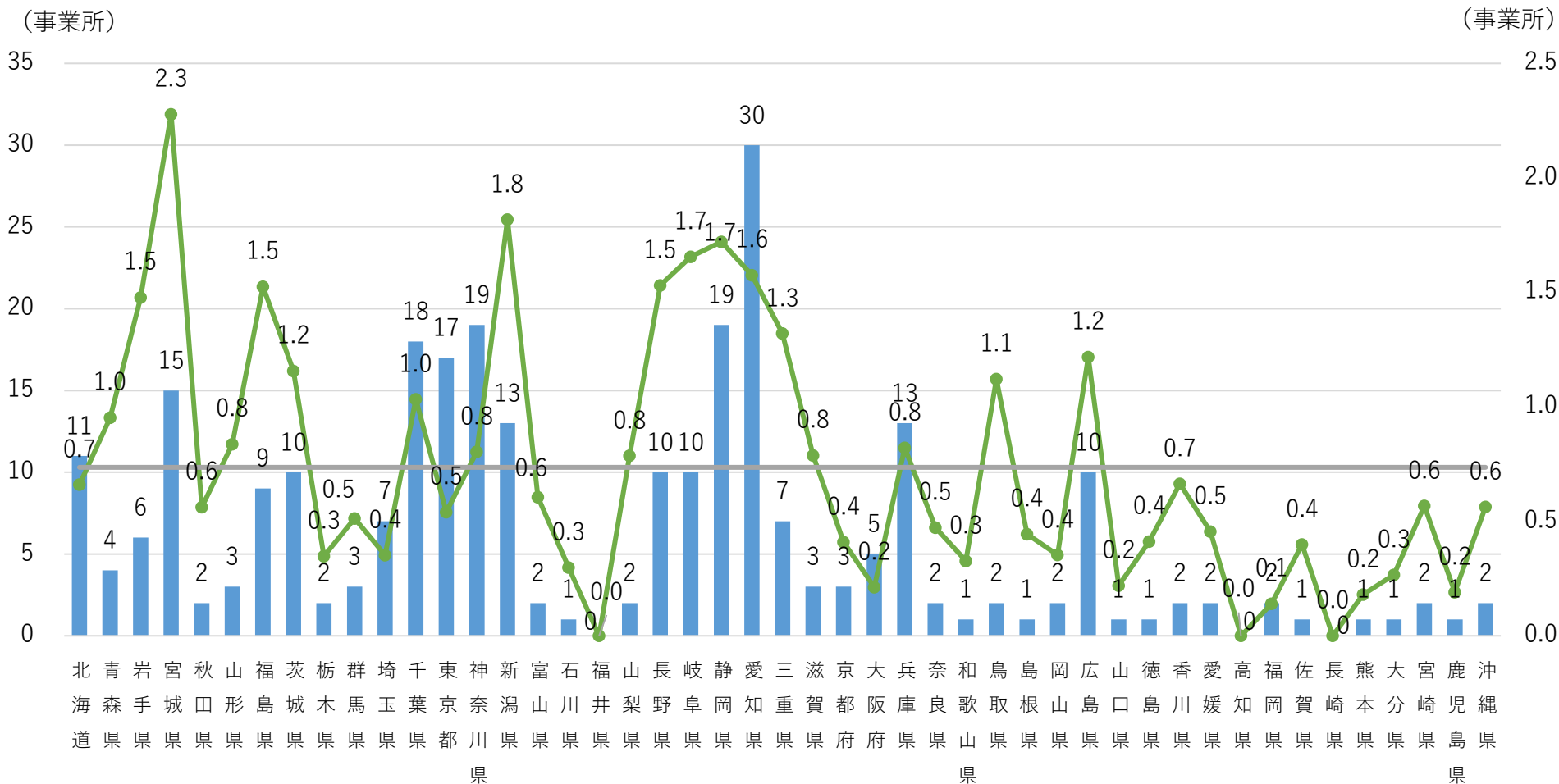
# 訪問入浴介護の請求事業所数（都道府県別）



(注) 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】 令和6年度介護給付費等実態統計報告（令和7年4月審査分）及び総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（令和7年）」より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

# 介護予防訪問入浴介護の請求事業所数（都道府県別）

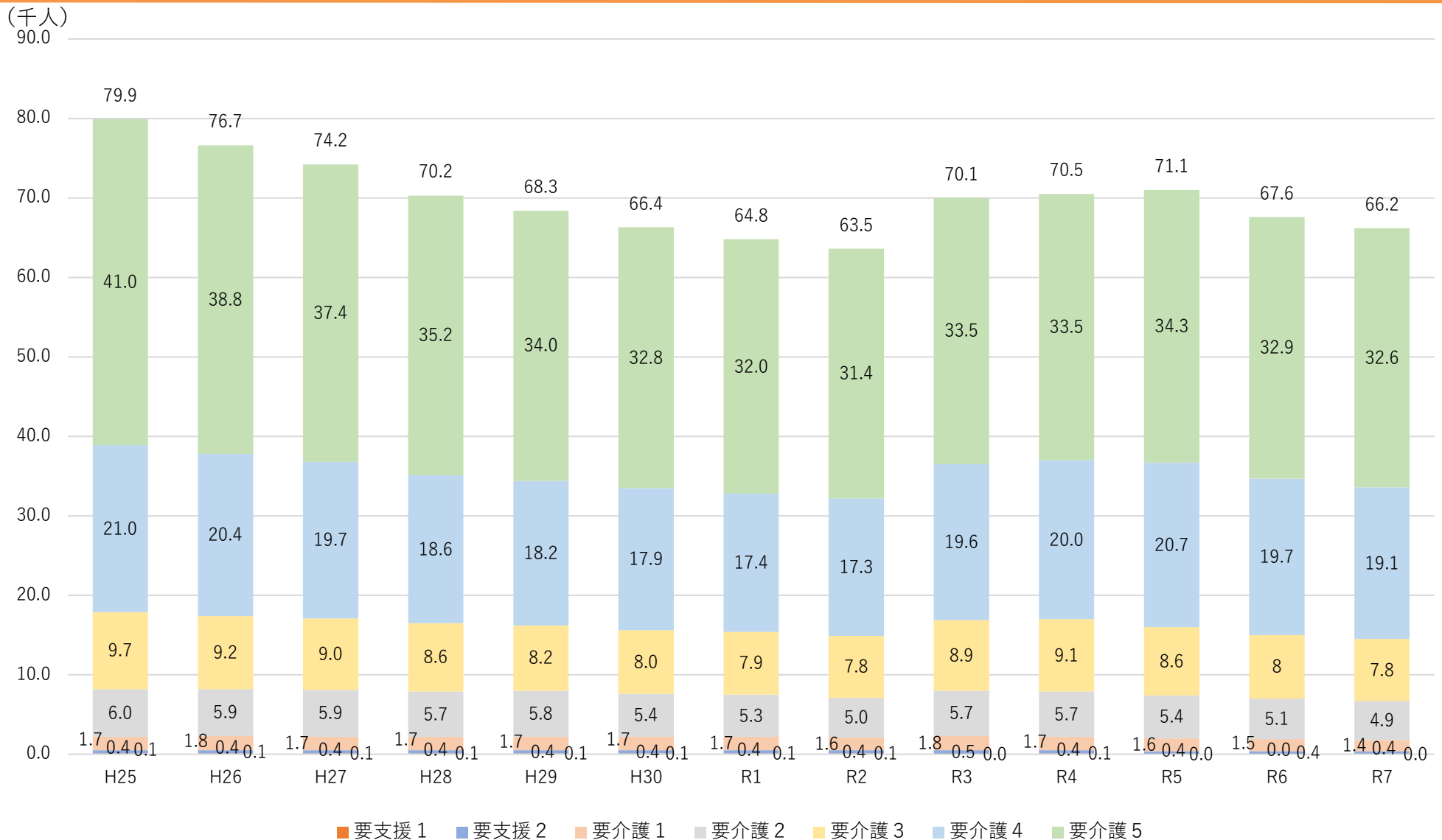


■ 介護予防訪問入浴介護の請求事業所数    ● 高齢者人口10万人あたりの請求事業所数    — 高齢者人口10万人あたりの平均請求事業所数

(注) 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】 令和6年度介護給付費等実態統計報告（令和7年4月審査分）及び総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（令和7年）」より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

# 訪問入浴介護の受給者数



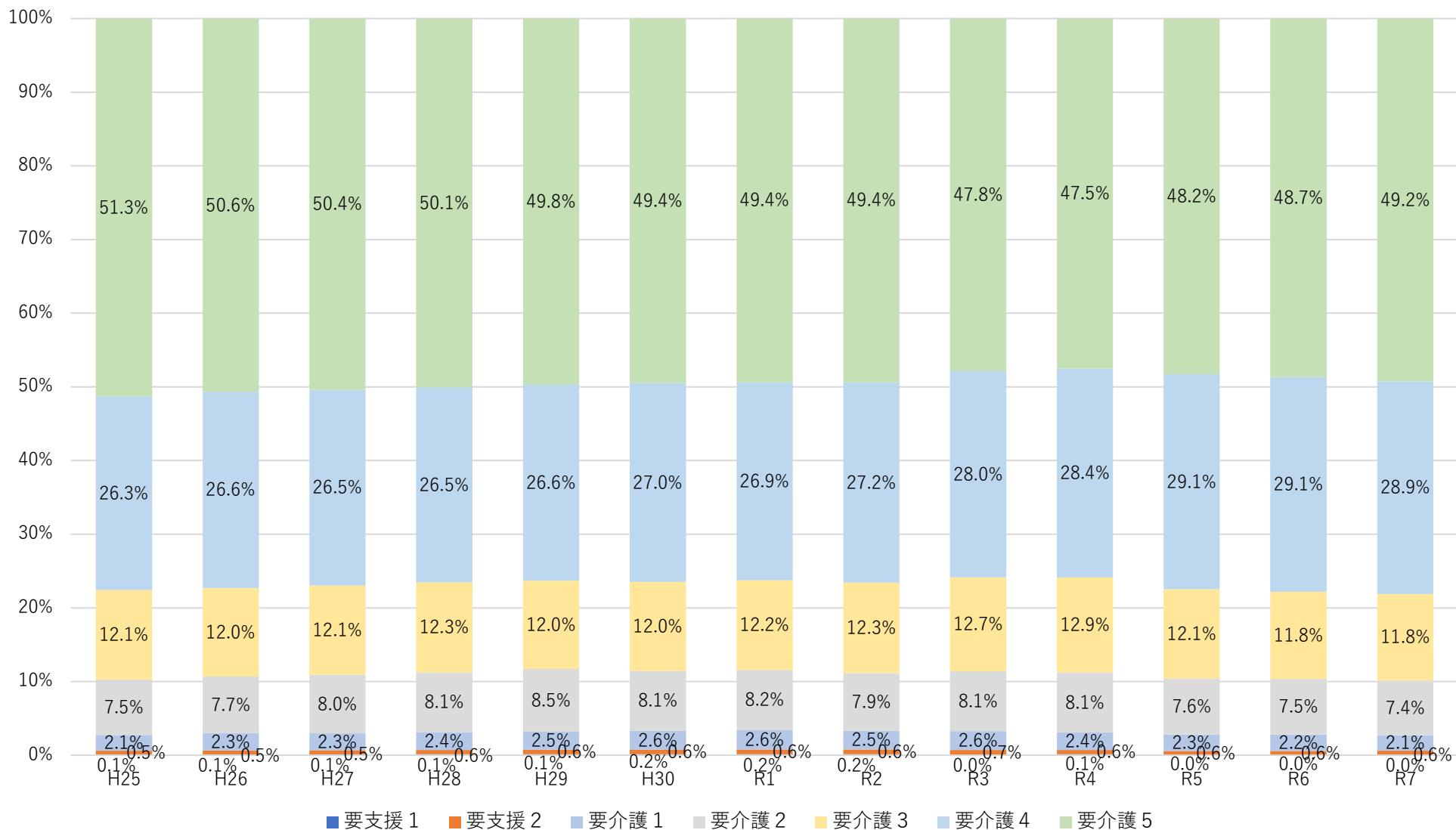
(注1) 総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む。

(注2) 経過的要介護は含まない。

(注3) 四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

# 訪問入浴介護の要介護度別受給者割合



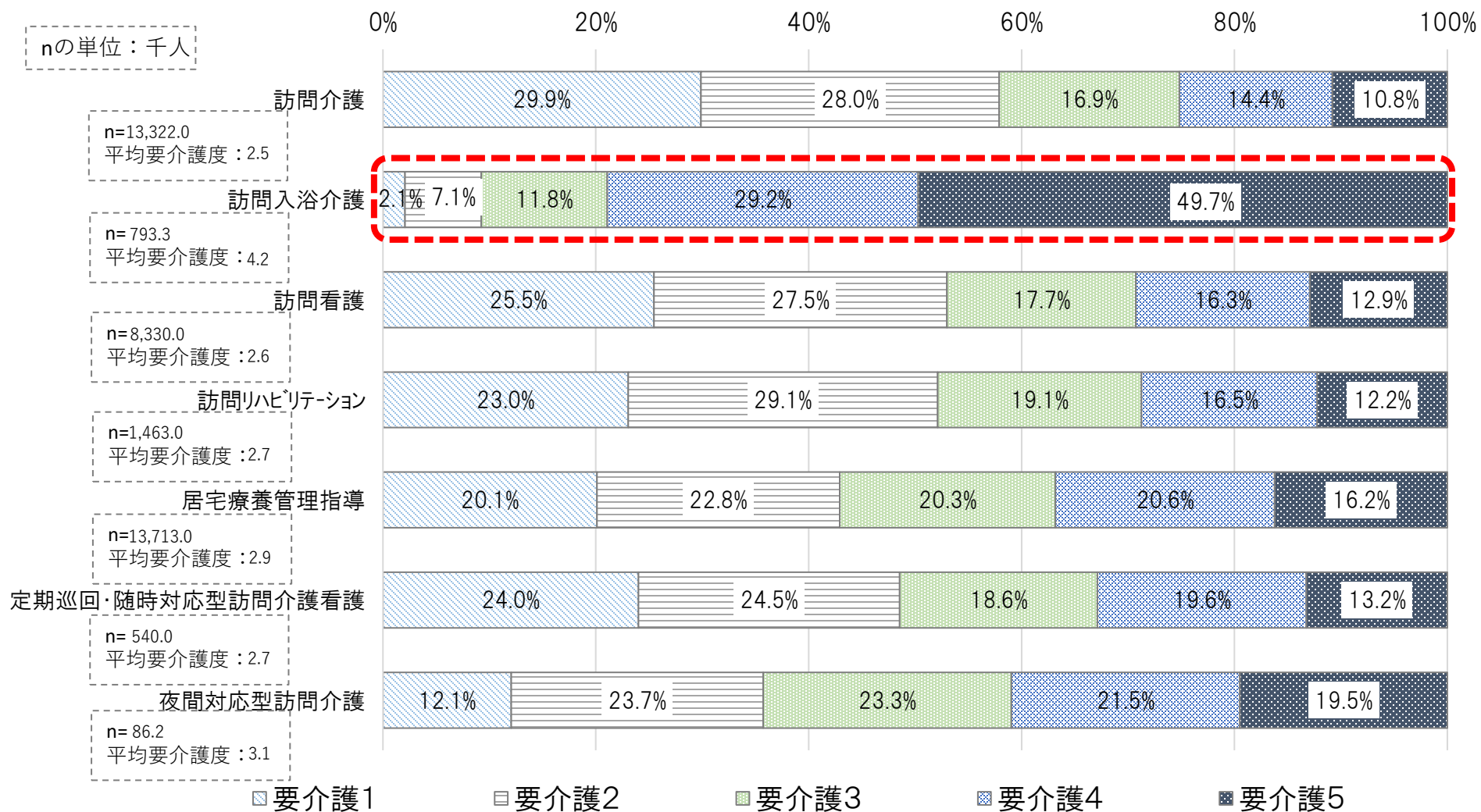
(注1) 総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む。

(注2) 経過的要介護は含まない。

(注3) 四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

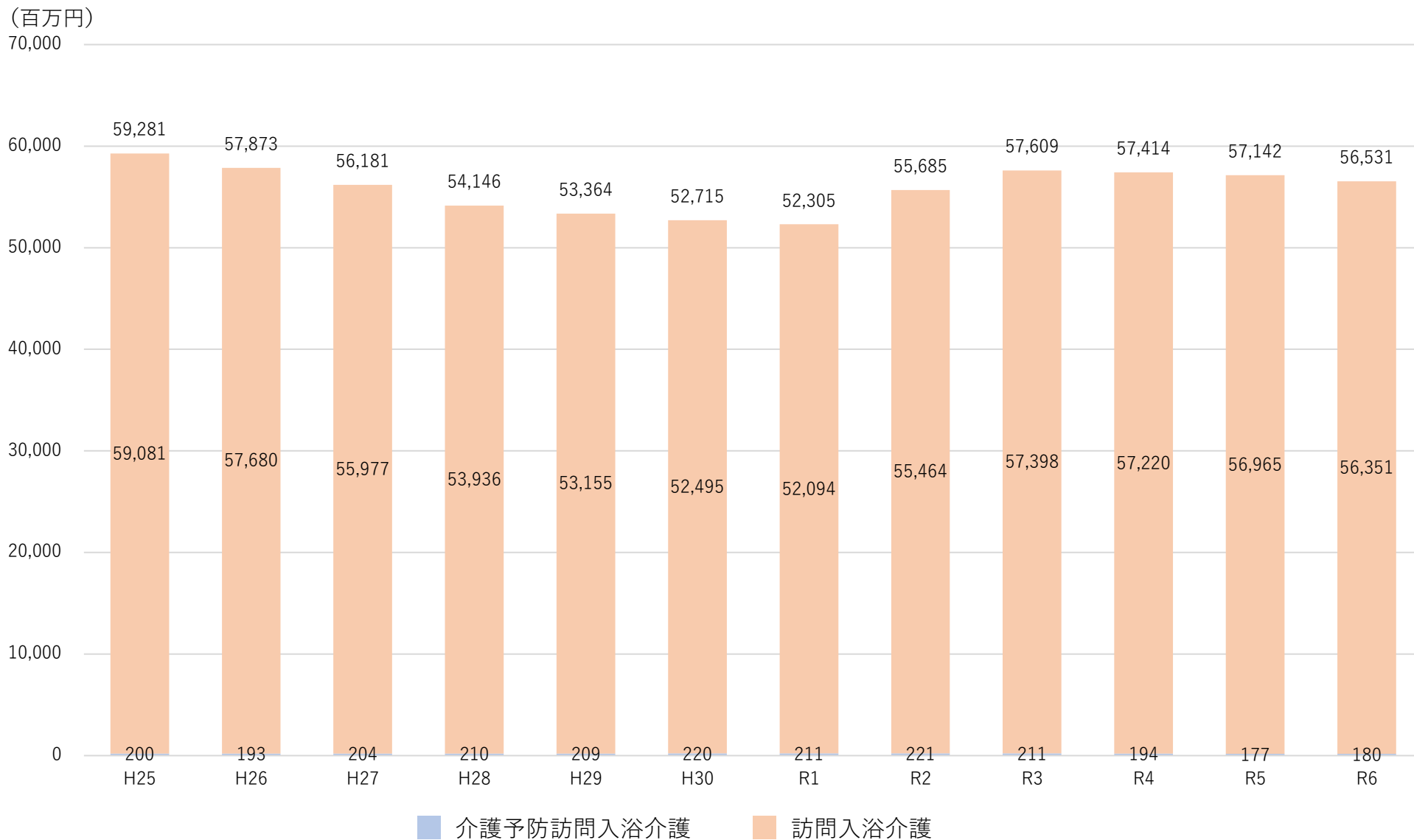
# 訪問系サービスの要介護度割合



(注) 平均要介護度の算出にあたり、要支援1・2は0.375として計算している。

【出典】介護給付費等実態統計令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

# 訪問入浴介護の費用額



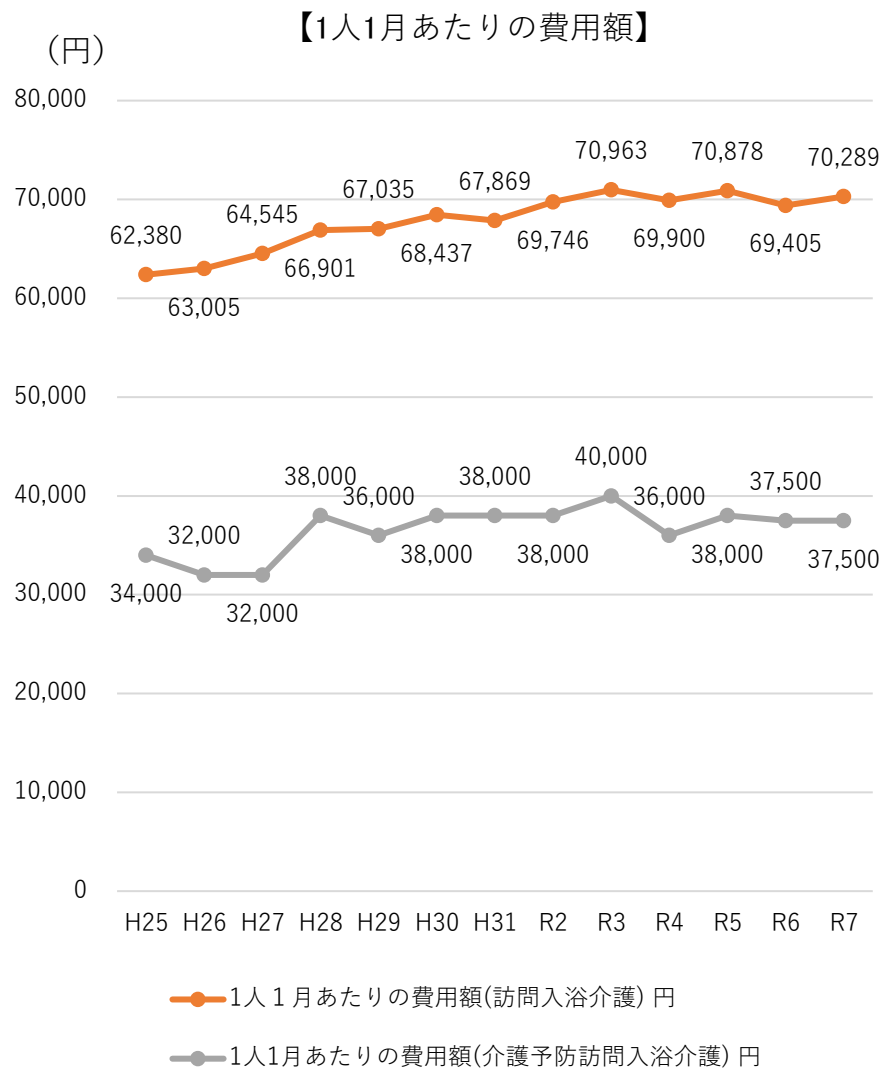
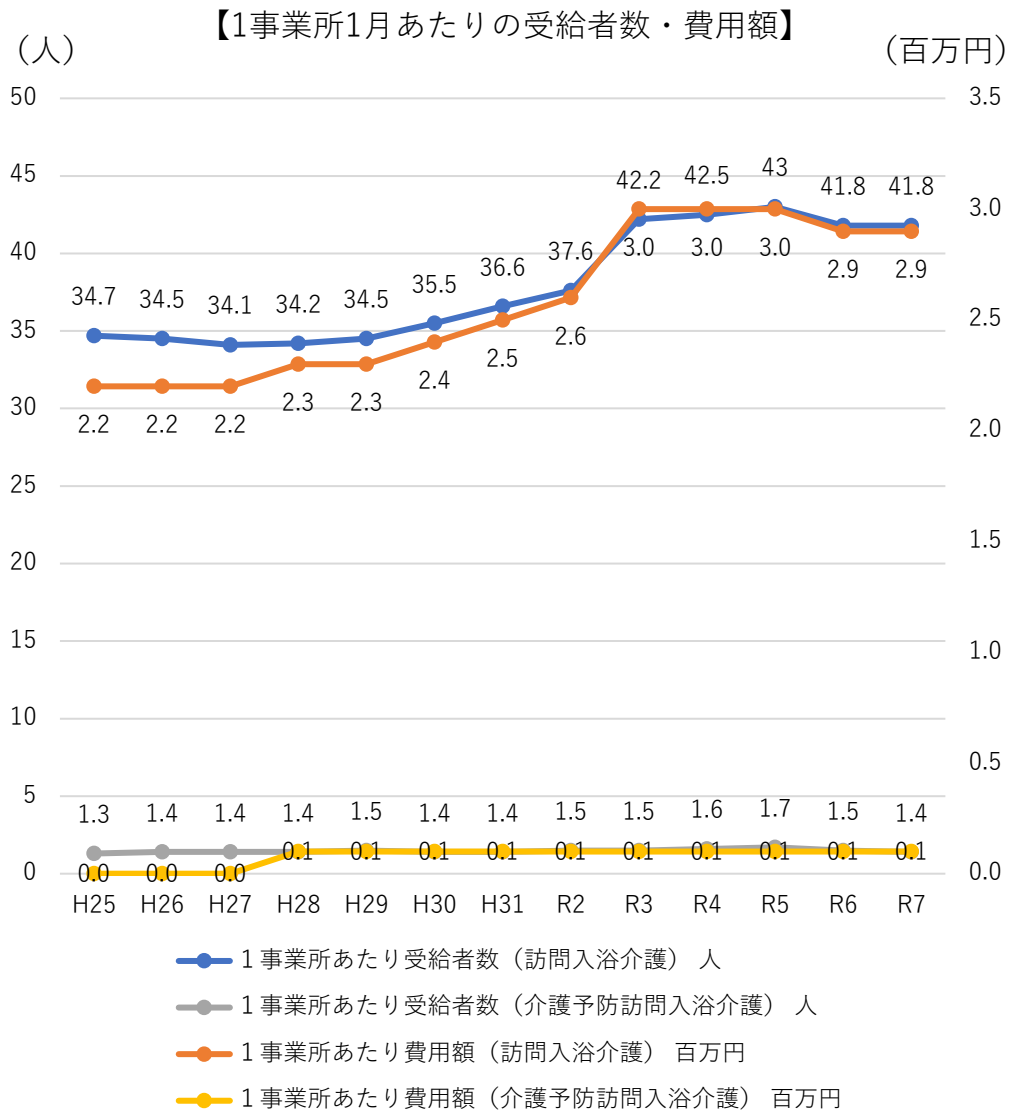
(注1) 総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む。

(注2) 経過的要介護は含まない。

(注3) 四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

# 訪問入浴介護 1事業所1月あたりの受給者数・費用額、1人1月あたりの費用額

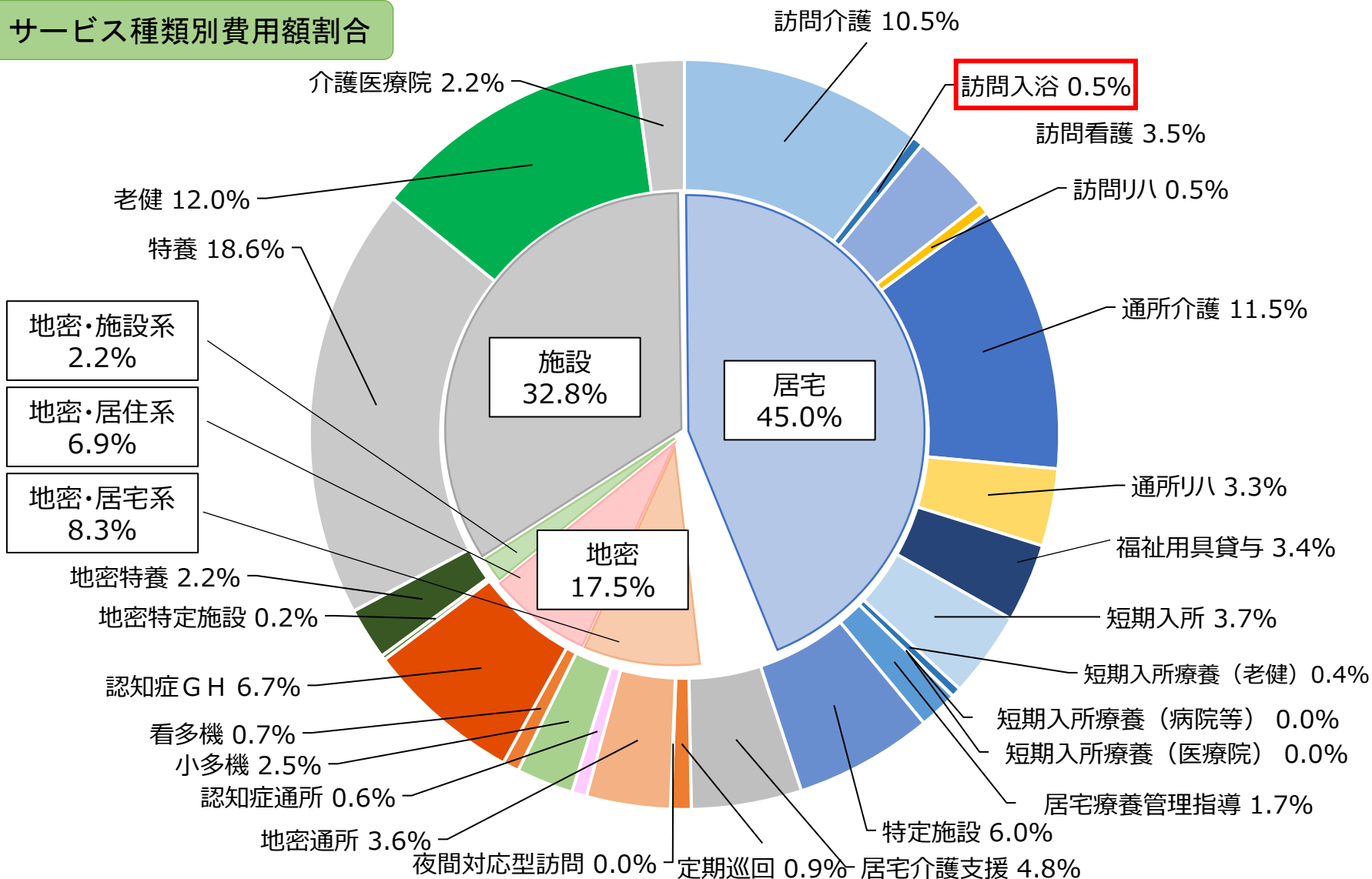


(注) 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】 介護給付費等実態統計 (旧：介護給付費等実態調査) (各年4月審査分) より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

# 介護保険給付に係る総費用のサービス種類別内訳（令和6年度） 割合

## サービス種類別費用額割合



【出典】厚生労働省「令和6年度介護給付費等実態統計」

（注1）総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額（公費の本人負担額を含む）の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス（補足給付）、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用（福祉用具購入費、住宅改修費など）は含まない。

（注2）介護費用額は、令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））

（注3）令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））の特定入所者介護サービス（補足給付）は約2,271億円。

# 介護保険給付に係る総費用等における提供サービスの内訳（令和6年度） 金額

		費用額（百万円）	請求事業所数
居宅	訪問介護	1,214,189	35,497
	訪問入浴介護	56,351	1,584
	訪問看護	406,433	16,874
	訪問リハビリテーション	58,679	5,680
	通所介護	1,338,790	24,526
	通所リハビリテーション	388,205	7,769
	福祉用具貸与	392,621	7,124
	短期入所生活介護	429,887	10,801
	短期入所療養介護	49,110	3,584
	居宅療養管理指導	194,391	51,184
	特定施設入居者生活介護	694,137	6,251
	計	5,222,793	170,874
居宅介護支援		552,298	35,943
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	99,494	1,397
	夜間対応型訪問介護	3,920	184
	地域密着型通所介護	419,623	18,130
	認知症対応型通所介護	74,878	2,716
	小規模多機能型居宅介護	285,704	5,647
	看護小規模多機能型居宅介護	82,466	1,278
	認知症対応型共同生活介護	781,071	14,492
	地域密着型特定施設入居者生活介護	23,366	385
	地域密着型介護老人福祉施設	260,677	2,559
	計	2,031,198	46,788
施設	介護老人福祉施設	2,165,097	8,540
	介護老人保健施設	1,395,754	4,137
	介護医療院	250,669	918
計	3,811,520	13,595	
合計		11,617,809	267,200

【出典】厚生労働省「令和6年度介護給付費等実態統計」

（注1）総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額（公費の本人負担額を含む）の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス（補足給付）、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用（福祉用具購入費、住宅改修費など）は含まない。

（注4）端数処理等の関係で、合計が一致しない場合がある。

（注5）請求事業所数は延べ数である。

（注2）介護費用額は、令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））、請求事業所数は、令和7年4月審査分である。

（注3）令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））の特定入所者介護サービス（補足給付）は約2,271億円。

# 訪問入浴介護の経営状況

○訪問入浴介護の収支差率（令和6年度決算税引き前（物価高騰対策関連補助金を含まない））は5.3%となっている。

## ■ 居宅サービスにおける平均収支差率

サービスの種類	令和5年度実態調査	令和7年度概況調査	
	令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度決算
訪問介護	7.8% <8.1%> (7.7%)	11.1% <11.3%> (10.6%)	9.6% <9.7%> (9.1%)
訪問入浴介護	3.0% <3.1%> (2.2%)	5.1% <5.3%> (4.2%)	5.3% <5.6%> (4.5%)
訪問看護	5.9% <6.2%> (5.8%)	11.9% <12.0%> (11.3%)	10.3% <10.3%> (9.7%)
訪問リハビリテーション	9.1% <10.3%> (9.9%)	11.8% <11.9%> (11.5%)	10.8% <10.8%> (10.5%)
通所介護	1.5% <1.8%> (1.4%)	6.5% <6.8%> (6.5%)	6.2% <6.4%> (6.0%)
通所リハビリテーション	1.8% <2.8%> (2.5%)	2.4% <2.7%> (2.6%)	2.0% <2.1%> (1.9%)
短期入所生活介護	2.6% <3.3%> (3.2%)	4.1% <4.6%> (4.5%)	2.7% <2.9%> (2.9%)

注1) 上段(括弧無し)は「税引前収支差率(物価高騰対策関連補助金等を含まない)」、中段(山括弧)は「税引前収支差率(物価高騰対策関連補助金を含む)」、下段(丸括弧)は「税引後収支差率」である。  
 注2) 令和4年度決算の中段(山括弧)の収支差率には、物価高騰対策関連補助金に加え、コロナ関連補助金も含まれている。

# 訪問入浴介護の収支差率等

○訪問入浴介護の収支差率（令和6年度決算税引き前（物価高騰対策関連補助金を含まない））は5.3%（※）となっており、金額ベースでは18.4万円。※収支差率について全サービスの平均は4.7%。

令和7年度介護事業実態調査（介護事業経営概況調査）  
第5表 訪問入浴介護 1施設・事業所当たり収支額、収支等の科目（令和5年度決算・令和6年度決算）

		令和4年度概況調査		令和5年度実態調査		令和7年度概況調査			
		令和3年度決算		令和4年度決算		令和5年度決算		令和6年度決算	
		千円/月		千円/月		千円/月		千円/月	
1	I 介護事業収益	(1)介護料収入	3,130	3,276	3,311	3,267			
2		(2)保険外の利用料による収入	37	70	175	185			
3		(3)補助金収入 (物価高騰対策補助金収入を除く)	2	13	13	17			
4		うち介護職員処遇改善補助金収入	-	5	10	15			
5		(4)介護報酬査定減	△0	△0	-	△0			
6		小計	3,168	3,358	3,499	3,468			
7	II 介護事業費用	(1)給与費	2,053	2,199	2,245	2,231	64.3%	64.3%	64.3%
8		(2)減価償却費	48	60	82	78	1.5%	1.8%	2.2%
9		(3)国庫補助金等特別積立金取崩額	△2	△2	△4	△3			
10		(4)その他	643	667	682	678	20.3%	19.8%	19.5%
11		うち委託費	232	198	245	232	7.3%	5.9%	6.7%
12		小計	2,741	2,924	3,004	2,983			
13	III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	1	2	3	3			
14	IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	1	5	6	7			
15	V 特別利益	(1)本部費繰入	-	8	4	2			
16	VI 特別損失	(1)本部費繰入	312	330	314	296			
17	収入 ①=I+III		3,169	3,360	3,502	3,470			
18	支出 ②=II+IV+VI		3,054	3,259	3,324	3,287			
19	差引 ③=①-②		115	102	178	184	3.6%	3.0%	5.1%
20	イ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入		2	1	-	-			
21	うち施設内療養に関する補助金収入		-	-	-	-			
22	ロ 物価高騰対策関連の補助金収入		1	1	7	12			
23	イ・ロの補助金収入計		2	3	7	12			
24	イ・ロの補助金収入を含めた差引 ③'		116	104	184	196	3.7%	3.1%	5.6%
25	法人税等		36	30	35	38	1.1%	0.9%	1.1%
26	法人税等差引 ④=③'-法人税等		81	75	149	158	2.5%	2.2%	4.5%
27	有効回答数		222	431	205	205			

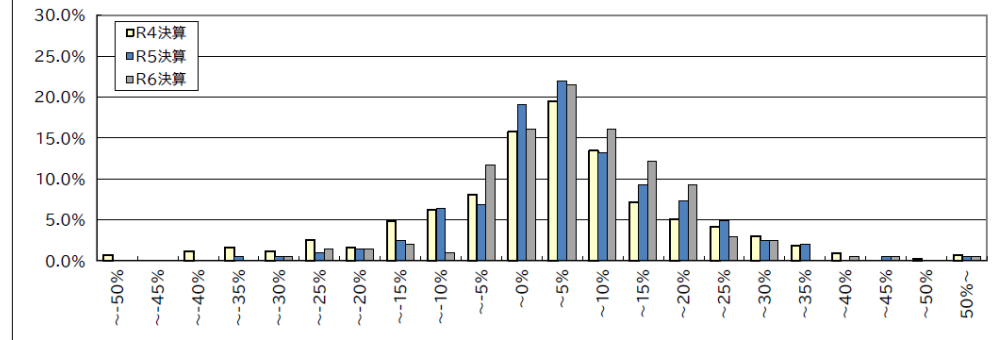
注:1) 各項目の数値は、決算額を12で除した値を掲載している。  
2) 各項目の数値は、それぞれ表章単位未満で四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。  
3) 「介護事業費用」及び「差引 ③」の比率は「収入 ①」に対する割合である。  
4) 「イ・ロの補助金収入を含めた差引 ③'」、「法人税等」及び「法人税等差引 ④」の比率は、「収入 ①」+「イ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入」+「ロ 物価高騰対策関連の補助金収入」に対する割合である。

28	延べ訪問回数		226.7回/月	225.2回/月	231.1回/月	
29	常勤換算職員数(常勤率)		5.7人/月 65.3%	5.7人/月 70.1%	5.8人/月 47.0%	
30	看護・介護職員常勤換算数(常勤率)		5.1人/月 63.0%	5.1人/月 67.5%	5.3人/月 43.3%	
	常勤換算1人当たり給与費					
31	看護師		386,881円/月	420,318円/月	427,940円/月	
32	准看護師		362,031円/月	409,384円/月	382,747円/月	
33	介護福祉士		358,965円/月	397,670円/月	409,020円/月	
34	介護職員		324,463円/月	370,813円/月	380,082円/月	
35	看護師		386,025円/月	407,370円/月	421,762円/月	
36	准看護師		372,242円/月	392,444円/月	378,210円/月	
37	介護福祉士		329,823円/月	313,892円/月	377,273円/月	
38	介護職員		306,358円/月	300,528円/月	355,419円/月	

訪問1回当たり収入					
39	イ・ロの補助金収入を除く		13,979円/回	14,925円/回	15,017円/回
40	イ・ロの補助金収入を含む		13,986円/回	14,936円/回	15,068円/回
41	訪問1回当たり支出		13,472円/回	14,473円/回	14,221円/回
42	常勤換算職員1人当たり給与費		343,756円/月	382,055円/月	385,200円/月
43	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与費		337,437円/月	372,485円/月	379,935円/月

44	常勤換算職員1人当たり訪問回数		40.1回/月	39.5回/月	40.1回/月
45	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり訪問回数		44.1回/月	44.4回/月	43.8回/月

図5 訪問入浴介護(予防を含む)収支差率分布



収支差率	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
税引前収支差率（物価対策関連補助金を含まない）	3.6%	3.0%	5.1%	5.3%
税引前収支差率（物価対策関連補助金を含む）	3.7%	3.1%	5.3%	5.6%
税引後収支差率（物価対策関連補助金を含む）	2.5%	2.2%	4.2%	4.5%

【出典】厚生労働省「令和7年度介護事業経営概況調査」

1. 訪問入浴介護の概況



**2. 令和6年度介護報酬改定の内容**

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

# 1. (4) ② 訪問入浴介護における看取り対応体制の評価

## 概要

【訪問入浴介護】

○訪問入浴介護における看取り期の利用者へのサービス提供について、その対応や医師・訪問看護師等の多職種との連携体制を推進する観点から、事業所の看取り対応体制の整備を評価する新たな加算を設ける。【告示改正】

## 単位数

<改定前>  
なし



<改定後>  
**看取り連携体制加算** 64単位/回 (新設)  
※死亡日及び死亡日以前30日以下に限る。

## 算定要件等

### ○利用者基準

- イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
- ロ 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）であること。

### ○事業所基準

- イ 病院、診療所又は訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション等」という。）との連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて当該訪問看護ステーション等により訪問看護等が提供されるよう訪問入浴介護を行う日時を当該訪問看護ステーション等と調整していること。
- ロ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。

# 1. (7) ① 訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し

## 概要

【訪問介護、訪問入浴介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護】

○訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算について、認知症高齢者の重症化の緩和や日常生活自立度Ⅱの者に対して適切に認知症の専門的ケアを行うことを評価する観点から、利用者の受入れに関する要件を見直す。

【告示改正】

## 単位数

<改定前>

認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位/日※

認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位/日※

<改定後>

変更なし

変更なし

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護（Ⅱ）については、認知症専門ケア加算（Ⅰ）90単位/月、認知症専門ケア加算（Ⅱ）120単位/月

## 算定要件等

<認知症専門ケア加算（Ⅰ）>

ア 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の2分の1以上

イ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置

ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合

エ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行う

<認知症専門ケア加算（Ⅱ）>

ア 認知症専門ケア加算（Ⅰ）のイ・エの要件を満たすこと

イ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上

ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合

エ 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施

オ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定

1. 訪問入浴介護の概況

2. 令和6年度介護報酬改定の内容

 **3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況**

4. 現状と課題及び論点

# 訪問入浴介護事業所の活動状況

- 訪問入浴介護事業所の活動状況について、回答のあった事業所のうち「休止」が1.7%、「廃止」が1.8%であった。
- また、休止又は廃止の理由としては、「人員の不足」が88.0%を占めている。次いで「利用者の減少」（60.0%）となっている。

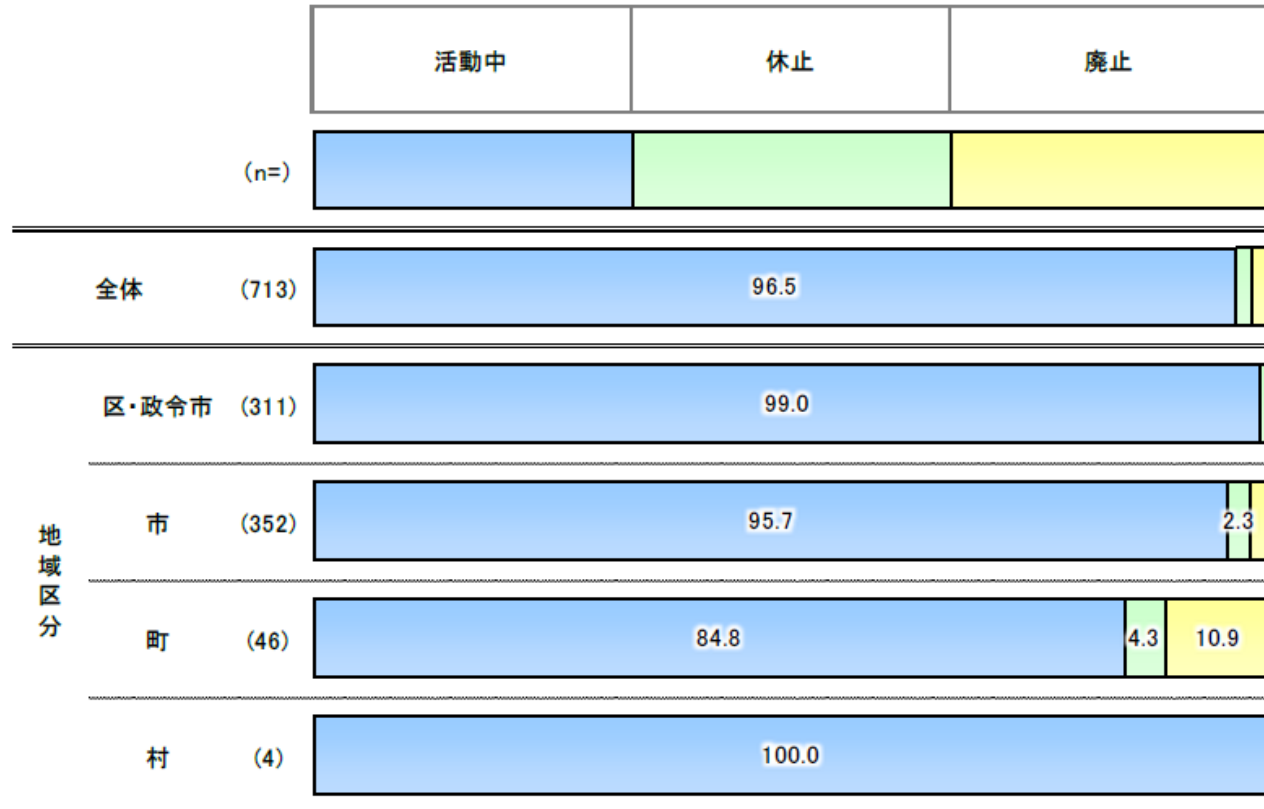
活動状況（事業の休止・廃止の有無）

		回答数	%
全体		713	100.0
1	活動中	688	96.5
2	休止	12	1.7
3	廃止	13	1.8

前項で「2.休止」又は「3.廃止」と回答した25事業所の、休止又は廃止となった理由（複数回答可）

		回答数	%
全体		25	100.0
1	人員の不足	22	88.0
2	利用者の減少	15	60.0
3	人件費の上昇	7	28.0
4	物価高による経費の増加	2	8.0
5	経営不振(資金繰りの悪化等)	6	24.0
6	経営戦略上の事業所の統廃合	1	4.0
7	他の介護サービスへの転換	1	4.0
8	介護報酬改定に伴う収入減	3	12.0
9	指定取り消し処分等	0	0.0
10	その他	2	8.0

地域別の活動状況（事業の休止・廃止の有無）（%）

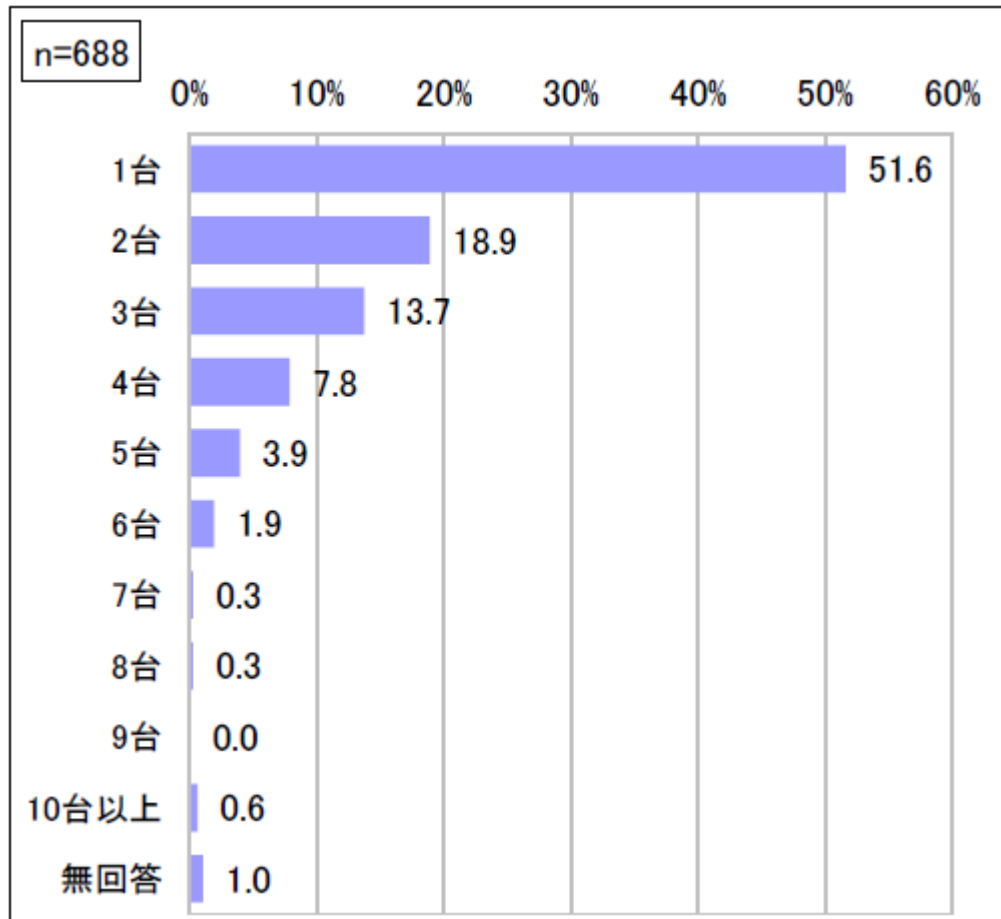


# 入浴車の所有台数

○入浴車の所有台数は1事業所あたり平均2.32台であったが、1台所有の事業所が51.6%を占めている。大別すると、1台所有の事業所と2台以上所有の事業所で分かれる傾向にある。

事業所において所有する入浴車の台数（レンタル・リース車両を含む） [台]

		回答数	%
全体		688	100.0
1	1台	355	51.6
2	2台	130	18.9
3	3台	94	13.7
4	4台	54	7.8
5	5台	27	3.9
6	6台	13	1.9
7	7台	2	0.3
8	8台	2	0.3
9	9台	0	0.0
10	10台以上	4	0.6
	無回答	7	1.0
平均値			2.32
中央値			1.00
標準偏差			1.78
最小値			1.00
最大値			11.00

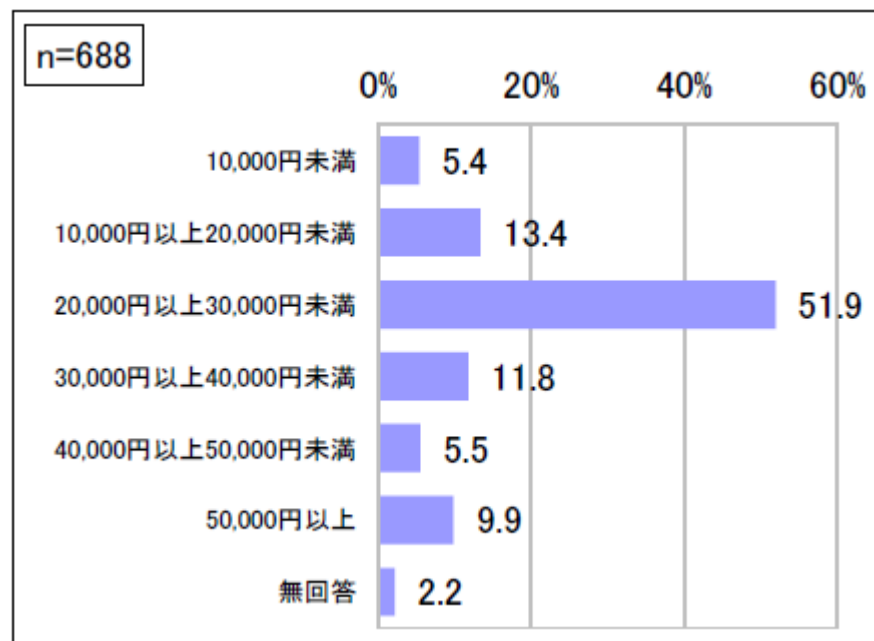


## 入浴車の1ヵ月の平均的な燃料費

○ 1台あたりの平均的な燃料費は20,000円以上30,000円未満が51.9%と半数を占め、次いで10,000円以上20,000円未満が13.4%、30,000円以上40,000円未満が11.8%であった。

稼働している入浴車の1台あたりの1ヵ月の平均的な燃料費（ガソリン・軽油・給湯用灯油等）※消費税等込

		回答数	%
全体		688	100.0
1	10,000円未満	37	5.4
2	10,000円以上 20,000円未満	92	13.4
3	20,000円以上 30,000円未満	357	51.9
4	30,000円以上 40,000円未満	81	11.8
5	40,000円以上 50,000円未満	38	5.5
6	50,000円以上	68	9.9
	無回答	15	2.2

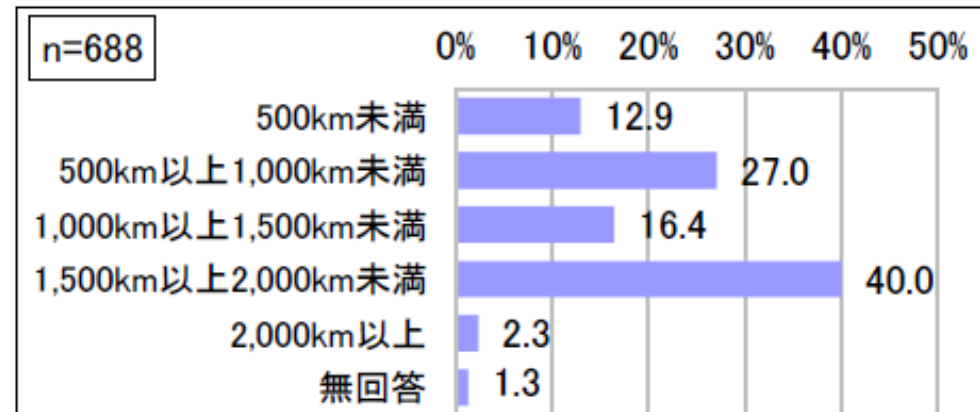


## 入浴車の1ヵ月の平均的な走行距離

○ 1台あたりの平均的な走行距離は1,500km以上2,000km未満が40.0%を占め、次いで500km以上1,000km未満が27.0%、1,000km以上1,500km未満が16.4%であった。

稼働している入浴車の1台あたりの1ヵ月の平均的な走行距離

		回答数	%
全体		688	100.0
1	500km 未満	89	12.9
2	500km 以上 1,000km 未満	186	27.0
3	1,000km 以上 1,500km 未満	113	16.4
4	1,500km 以上 2,000km 未満	275	40.0
5	2,000km 以上	16	2.3
	無回答	9	1.3

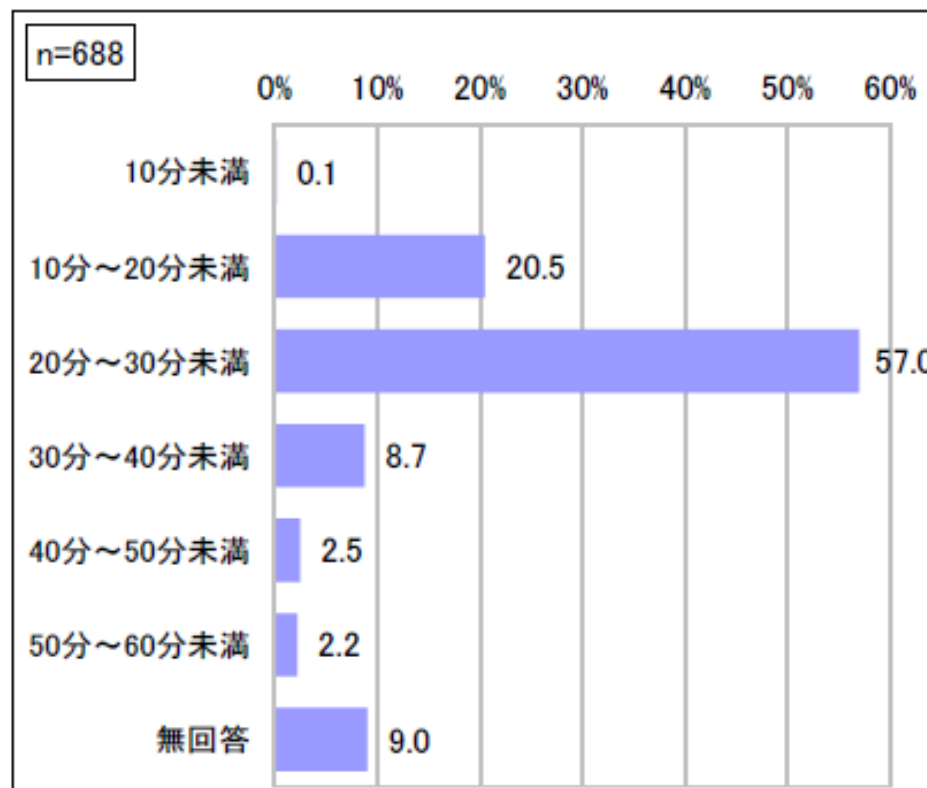


## 訪問に要する平均移動時間

○訪問に要する1回あたりの平均移動時間は「20分から30分未満」の57.0%が最多、次いで「10分から20分未満」が20.5%。

訪問に要する1回あたりの平均移動時間 [分]

		回答数	%
全体		688	100.0
1	10分未満	1	0.1
2	10分～20分未満	141	20.5
3	20分～30分未満	392	57.0
4	30分～40分未満	60	8.7
5	40分～50分未満	17	2.5
6	50分～60分未満	15	2.2
	無回答	62	9.0
平均値			25.03
中央値			29.00
標準偏差			7.79
最小値			7.00
最大値			55.00



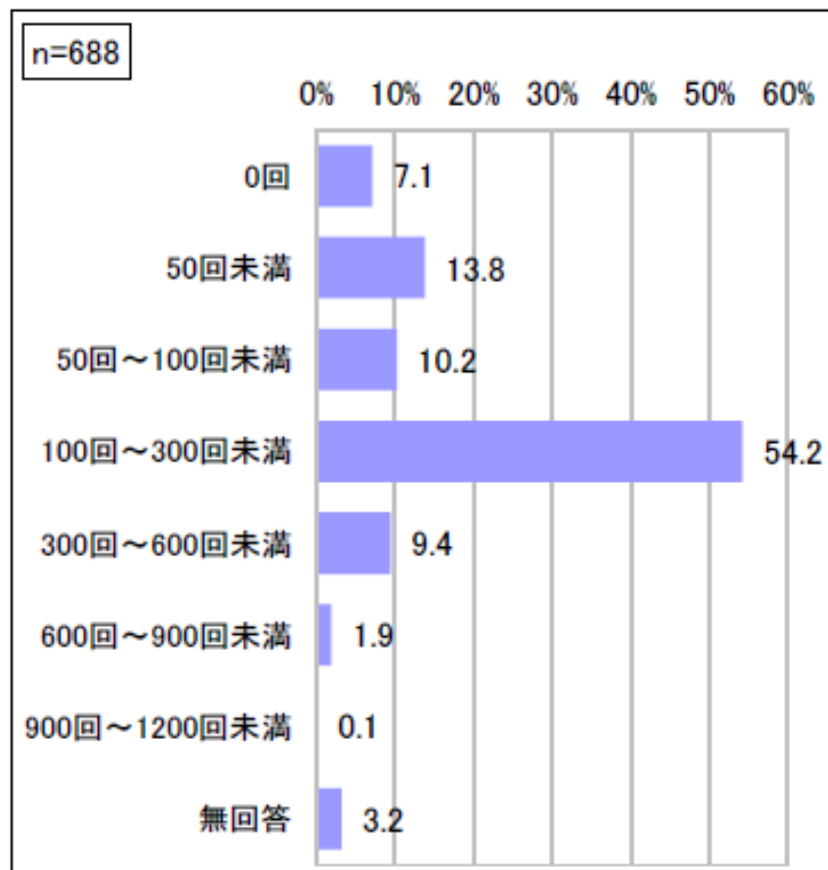
※ 1週間あたりの利用者宅訪問に係る総移動時間を、当該1週間の総訪問回数で除した数値。  
 計算式：利用者宅訪問に係る総移動時間÷総訪問回数（1週間あたりの値。休憩や待機時間は含まずに計算）

## 訪問入浴介護のサービス提供回数

○サービス提供回数（令和7年6月）は、100回～300回未満が54.2%と約半数を占めている結果となった。

訪問入浴介護（要支援・要介護）のサービス提供回数 [回]（令和7年6月）

		回答数	%
全体		688	100.0
0	0回	49	7.1
1	50回未満	95	13.8
2	50回～100回未満	70	10.2
3	100回～300回未満	373	54.2
4	300回～600回未満	65	9.4
5	600回～900回未満	13	1.9
6	900回～1200回未満	1	0.1
	無回答	22	3.2
平均値			153.35
中央値			133.06
標準偏差			147.49
最小値			0.00
最大値			1151.00

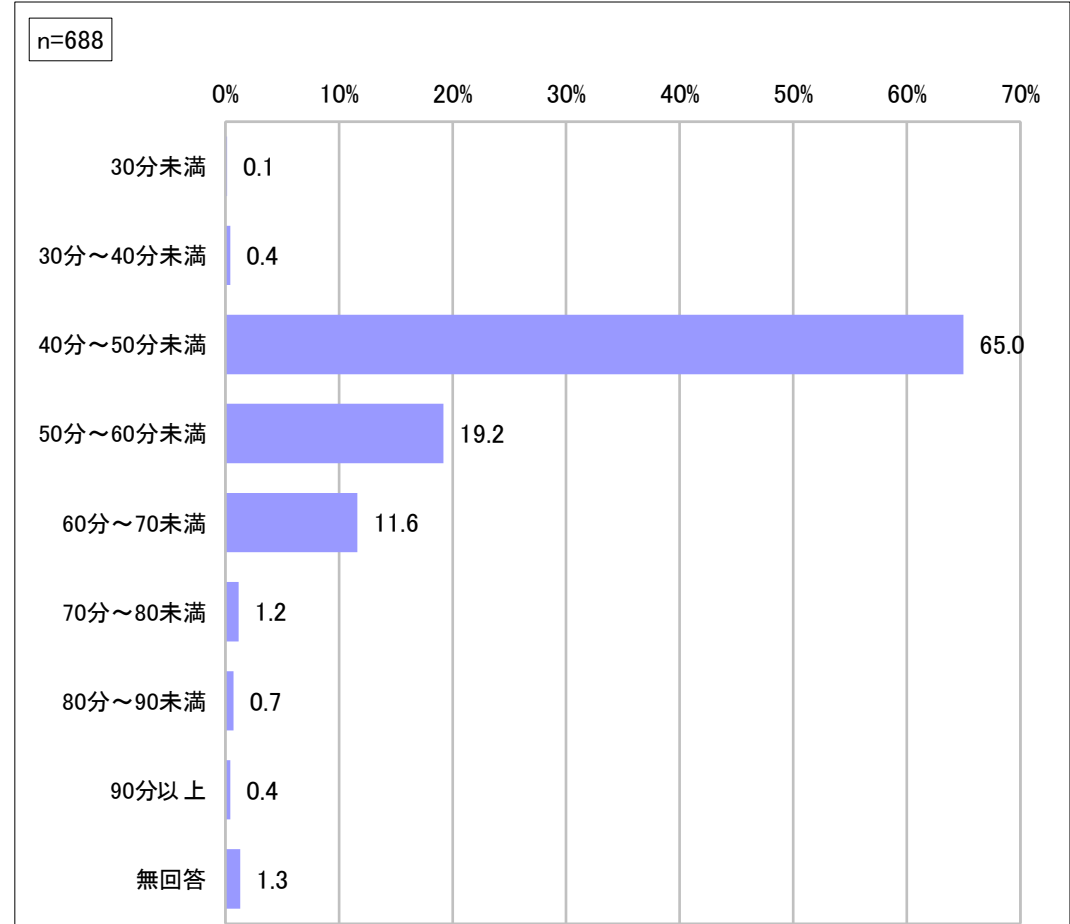


## 事業所の1日の訪問件数とそれぞれのサービス提供時間

○訪問入浴介護事業所の1日の訪問件数の約70%以上が40分以上となっており、「40分～50分未満」（65.0%）、「50分～60分未満」（19.2%）、「60分～70分未満」（11.6%）となっている。

事業所の1日の訪問件数 [件]

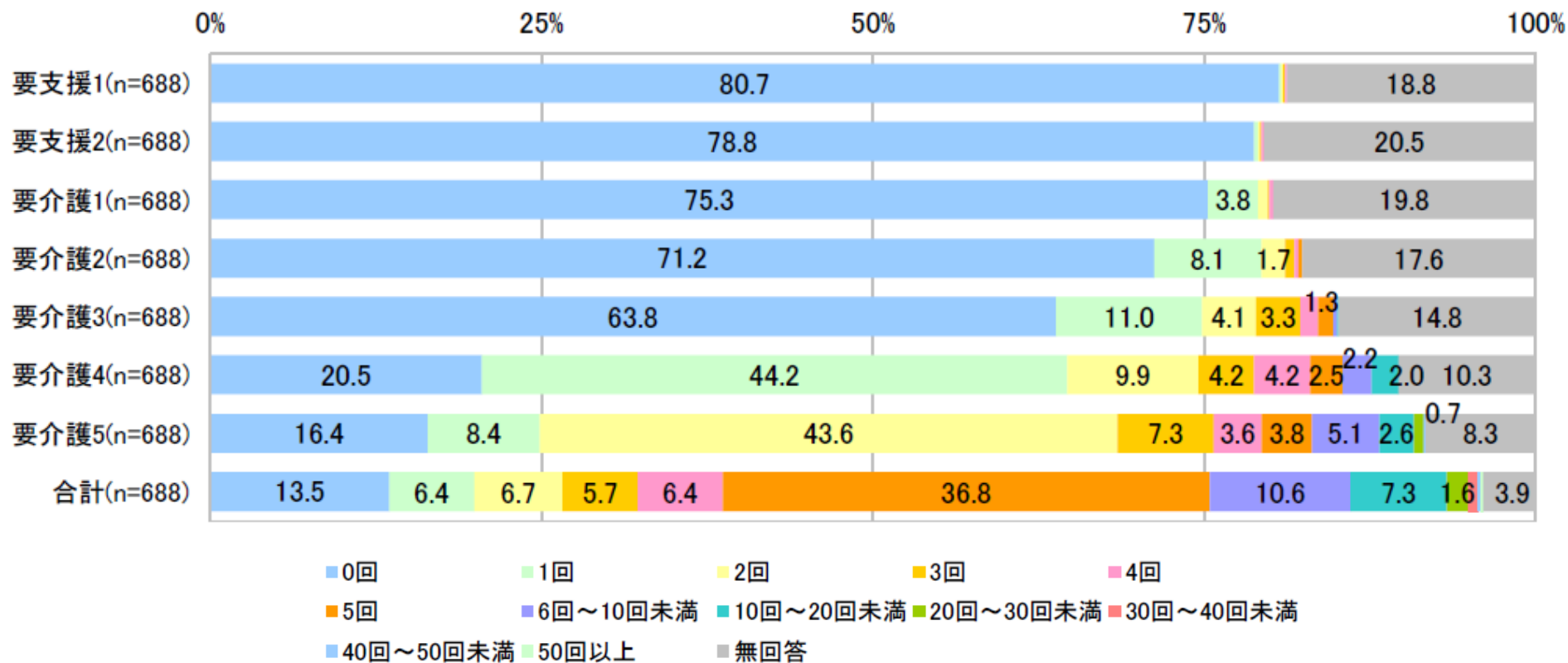
		回答数	%
全体		688	100.0
1	30分未満	1	0.1
2	30分～40分未満	3	0.4
3	40分～50分未満	447	65.0
4	50分～60分未満	132	19.2
5	60分～70分未満	80	11.6
6	70分～80分未満	8	1.2
7	80分～90分未満	5	0.7
8	90分以上	3	0.4
	無回答	9	1.3
平均値			48.40
中央値			45.00
標準偏差			7.57
最小値			21.00
最大値			110.00



# 要介護度別の当日キャンセルの回数

- 事業所あたりの1ヵ月のキャンセル件数は平均値で約5.2件。
- 訪問入浴介護の場合、要介護5の利用者が最も多いこともあり、急な容態変化等に伴う当日のキャンセルが多い傾向にある。

令和7年6月の要介護度別の当日キャンセルの回数（0回の場合は「0」） [回]



# 訪問診療や訪問看護、家族等による日常的な医療的ケアの提供を受けている方の人数

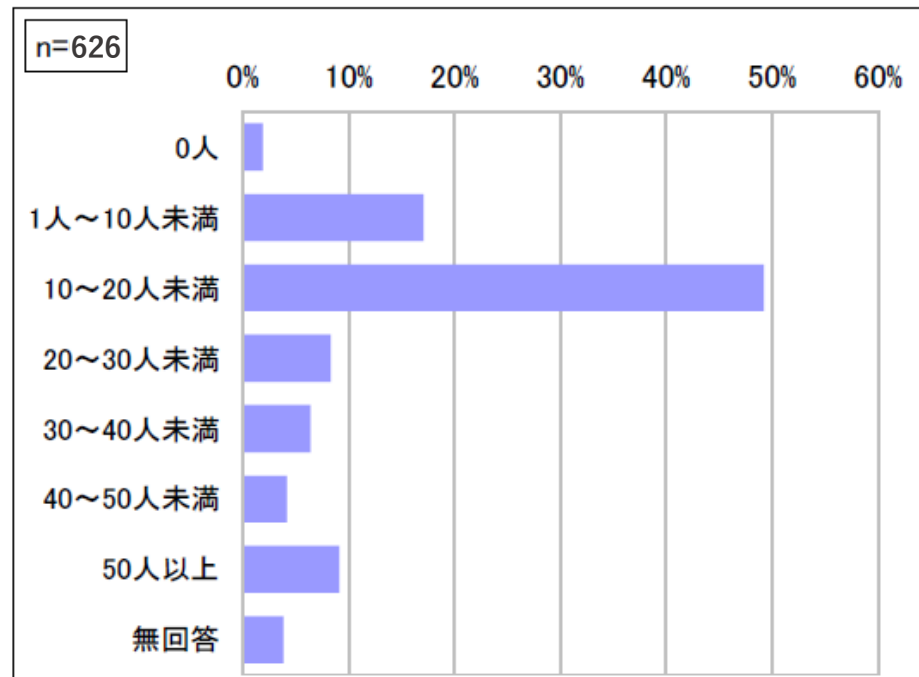
- 「日常的な医療的ケアの提供を受けている利用者」は、利用者全体の約66%を占めている。
- 事業所あたりの「日常的な医療的ケアの提供を受けている利用者」は、10～20人が最も多く、49.2%であった。

日常的な医療的ケアを受けている利用者の割合

	総数	(%)	うち医療的ケアの提供を受けている利用者	(%)
サービス提供人数(人)	21,841	100	14,379	65.83%

総利用人数のうち、訪問診療や訪問看護、家族等による日常的な医療的ケアの提供を受けている方の人数 [人]

	回答数	%
<b>全体</b>	<b>626</b>	<b>100.0</b>
0	0人	1.9
1	1人～10人未満	17.1
2	10～20人未満	49.2
3	20～30人未満	8.3
4	30～40人未満	6.4
5	40～50人未満	4.2
6	50人以上	9.1
無回答	24	3.8
平均値		23.88
中央値		18.56

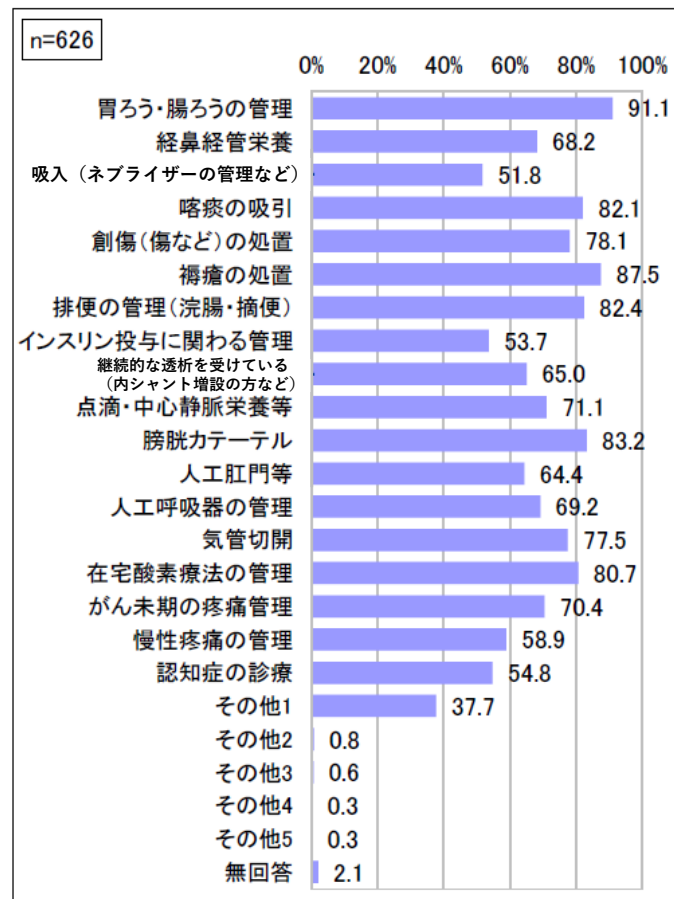


# 医療的ケアの内容


○「日常的な医療的ケアの提供を受けている利用者」の医療的ケアの内容としては、「胃ろう・腸ろうの管理」（91.1%）が最も多く、次いで「褥瘡の処置」（87.5%）であった。

利用者に該当する医療的ケアの内容（1名で複数の内容に該当する場合はそれぞれに回答）（複数回答）

	回答数	%
全体	626	100.0
1 胃ろう・腸ろうの管理	570	91.1
2 経鼻経管栄養	427	68.2
3 吸入（ネブライザーの管理など）	324	51.8
4 喀痰の吸引	514	82.1
5 創傷（傷など）の処置	489	78.1
6 褥瘡の処置	548	87.5
7 排便の管理（洗腸・排便）	516	82.4
8 インスリン投与に関わる管理	336	53.7
9 継続的な透析を受けている（内シャント増設の方など）	407	65.0
10 点滴・中心静脈栄養等	445	71.1
11 膀胱カテーテル	521	83.2
12 人工肛門等	403	64.4
13 人工呼吸器の管理	433	69.2
14 気管切開	485	77.5
15 在宅酸素療法の管理	505	80.7
16 がん末期の疼痛管理	441	70.4
17 慢性疼痛の管理	369	58.9
18 認知症の診療	343	54.8
19 その他1	236	37.7
20 その他2	5	0.8
21 その他3	4	0.6
22 その他4	2	0.3
23 その他5	2	0.3
無回答	13	2.1



- ※その他1～5
- 医療管理
    - ・ペースメーカーの管理
    - ・NPPV 等
  - 処置・薬剤管理
    - ・慢性疼痛用の医療用貼付剤
    - ・軟膏処置 等
  - 観察・判断
    - ・体調管理
    - ・病気の管理と診察 等
  - リハビリ・身体ケア
    - ・リハビリ（筋力低下・拘縮予防等）
    - ・清拭
  - その他（理由・状態）
    - ・通院困難のため
    - ・廃用症候群・低栄養

1. 訪問入浴介護の概況
2. 令和6年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
-  4. 現状と課題及び論点

# 訪問入浴介護の現状と課題

## 現状と課題

- 訪問入浴介護とは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るもの。
- 請求事業所数は減少しており1,862事業所。1事業所あたりの平均利用者数は、直近では41.8人。費用額は令和6年度実績で565億円となっている。
- 利用者数は約66,200人で、利用者の約90%が要介護3以上の中重度者である。
- 収支差率は、令和4年度が3.0%、令和5年度が5.1%、令和6年度が5.3%と推移している。
- 近年、請求事業所数及び利用者数が減少し、特に重度者や医療との複合ニーズを有する高齢者を多く抱えている特性から、サービス提供時間を多く要しているほか、急な容態変化によるキャンセル等も一定数あるなど、経営に与える影響が大きい状況。
- 介護報酬は、累次の改定により、加算の種類が増加するとともに、加算の取得要件が複雑化しており、令和6年度改定における審議報告においても、「利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、報酬体系の簡素化について、引き続き検討していくべき」とされている。

## 論点

- 訪問入浴介護について、重度者や医療と介護の複合的ニーズを有する高齢者への対応が求められる中、どの地域においても安定的なサービスを提供する観点から、どのような方策が考えられるか。
- 令和6年度改定における審議報告も踏まえ、利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、算定率が低い加算や算定率の高い加算についてどのように考えるか。